

令和7年3月24日 第5回府中市総合計画審議会資料

第7次府中市総合計画後期基本計画 素案

(基本目標4 都市基盤・産業)

【記載方法について】

- ・ **現行計画から修正がある部分は網掛けで示しています。**
- ・ 文中の「*」は、注釈を入れる予定の語です。
- ・ 指標の基準値は、原則、作成時における最新の値です。

施策名称一覧(基本目標 4)

	施策 NO.	前期基本計画	後期基本計画(案)
基本施策1 快適で住みやす いまちづくりの 推進	54	計画的な土地利用の推進	(変更なし)
	55	適正な開発事業の誘導	良好な開発事業の誘導
	56	質の高い建築物の確保	(変更なし)
	57	魅力ある景観の保全・形成	(変更なし)
	58	公共交通の利便性の向上	地域公共交通の維持とバリア フリー化の推進
基本施策2 地域特性を生か した都市空間の 形成	59	市内の拠点におけるまちづく りの推進	(変更なし)
	60	けやき並木と調和したまちづ くりの推進	(変更なし)
基本施策3 都市基盤の 保全・整備	61	安全で持続可能な道路機能の 保全・整備	(変更なし)
	62	下水道施設の機能確保	下水道施設の機能保全
基本施策4 にぎわいの創出	63	中小企業の経営基盤強化の支 援	(変更なし)
	64	地域商業の振興	(変更なし)
	65	工業の育成	施策63に統合し削除
	66	観光資源の活用・創出による 地域活性化	(変更なし)
	67	消費生活の向上	(変更なし)
基本施策5 都市農業の育成	68	農地の保全及び魅力ある農業 経営への支援	(変更なし)
	69	農業とふれあう機会の拡充	農業とのふれあいの推進

基本施策1 快適で住みやすいまちづくりの推進

施策 54 計画的な土地利用の推進

■めざす姿(施策の目的)

将来を見据えた計画的なまちづくりが市民との協働により進んでおり、安全で快適な住みよいまちになっています。

■現状と課題

府中市都市計画に関する基本的な方針*（府中市都市計画マスタープラン）において、市の地域ごとに、良好な住環境の形成の誘導、商業・業務・サービス機能を中心とした都市機能が集積したにぎわいと活力のある質の高い都市機能の形成の誘導、公園・緑地の整備や機能の維持・向上の促進を図るなどの土地利用方針を定め、土地利用を推進しています。特に、少子高齢化・人口減少、中心市街地等の魅力づくり、交通ネットワークの維持・充実、都市農地を含めた公園・緑地の保全・活用、安心して暮らせる住環境確保、景観資源の維持・活用、防災・減災などの観点を考慮したまちづくりを進めることが必要です。また、木造住宅密集地域等の課題の対応、府中基地跡地などの広大な未利用地の活用などについては、地域の特性をいかしたまちづくりを進めていくことが必要であり、市民との協働により取り組んでいるところですが、市民意識調査によると、市民と市の協働によるまちづくりに満足している市民の割合が低い水準にあります。今後も引き続き、計画的な土地利用の推進に係る市民協働によるまちづくりを進めていくことが求められています。

■施策の方向性

- 府中市都市計画に関する基本的な方針の実現に向けた用途地域等の見直しなどを行い、人口減少や少子高齢化が進行する中でも、将来にわたって持続可能なまちづくりを実現します。
- まちづくり活動*を担う市民や団体に対し、柔軟できめ細かい支援を行うとともに、地域の特性をいかした住みよいまちづくりを実現するため、地区計画*の決定などを進めます。

■指標

指標名	現状値	目標値 (R11)	指標の説明
地区計画の決定面積 (累計)	140ha	232ha	地区計画の決定面積 (累計)です。
快適で住みよいまちと 感じる市民の割合	-%	50%	市民意識調査により 把握します。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
市街地整備計画策定事業 (立地適正化計画策定事業)	府中市都市計画に関する基本的な方針の実現に向け、府中基地跡地留保地の用途地域等の変更を行うほか、地域の特性をいかした住みよいまちづくりを実現するため、地区計画の決定などを行います。
地域まちづくり事業	市民のまちづくり活動に対してまちづくり専門家の派遣や一部費用の助成等の支援、地域の特性に応じたまちづくりのルール策定などを行います。

■協働により推進したい取組

- まちの特性に応じた市民主体によるまちづくりルールの策定や、まちづくりに関する意見交換会・オープンハウス等のイベントに関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
								○	
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
○						○			

基本施策1 快適で住みやすいまちづくりの推進

施策 55 良好な開発事業の誘導

■めざす姿(施策の目的)

市民や事業者との協働により、地域特性や周辺環境に配慮した良好な開発事業*が進められています。

■現状と課題

府中市都市計画に関する基本的な方針及び府中市地域まちづくり条例に基づき、開発事業等に対して協議・指導を行うことにより、地域の特性をいかした住みよいまちとなるよう誘導しています。特に、大規模な開発事業は周辺環境に及ぼす影響が大きいことから、市民や事業者との協働により取り組むことが求められています。

■施策の方向性

- 大規模な土地取引の動向を事前に把握し、土地利用方針に基づいた良好な開発事業となるよう協議・指導を行うとともに、地域の景観や周辺環境への配慮、地域コミュニティの形成など事業地周辺の市民や事業者との協働により、地域の実情を踏まえた良好な開発事業となるよう誘導することで、地域のまちづくりの発展や快適で住みよいまちの拡大を図ります。

■指標

指標名	現状値	目標値 (R11)	指標の説明
開発事業と併せて地区計画等を決定した累計件数	22件	26件	府中市地域まちづくり条例に基づく開発事業に併せて地区計画及び景観協定*を決定した累計件数です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
開発誘導事業	大規模な土地に対する取引行為及び開発事業については専門家の意見を踏まえて指導や助言を行い、また、一定規模以上の開発事業に対しては地区計画等を誘導するなど、土地利用方針に基づき、景観や周辺環境等、地域特性を踏まえた良好な開発事業となるよう協議・指導を行います。

■協働により推進したい取組

- 地域まちづくり条例や開発事業に関する指導要綱、開発事業まちづくり配慮指針等の理解・普及に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
								○	
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
○		○				○			

基本施策1 快適で住みよいまちづくりの推進

施策 56 質の高い建築物の確保

■めざす姿(施策の目的)

良好な建築行為の確保及び建築物の維持管理により、災害に強い誰もが安全で快適に暮らせるまちが形成され、かつ、建築物の長寿命化や省エネルギー化、低炭素化がなされ、環境に配慮したまちが形成されています。

■現状と課題

建築物の維持管理が適正に行われないと火災等により人命に係る大事故につながる危険性があるため、その所有者や管理者による適切な維持管理が必要です。特に多数の人が利用するような用途や規模の建築物については、より一層の安全性の確保を図る必要があるとともに、高経年化が進むマンションについては、令和4年4月の改正マンション管理適正化法の施行により、管理不全の予防・改善に向けた適正管理の促進が一層求められています。

また、少子高齢化の進展や環境問題の深刻化等の社会経済情勢の変化に伴い、住宅の「量」の確保だけでなく、住宅及び居住環境の「質」の向上が求められており、建築物の長寿命化や省エネルギー化、低炭素化を実現していく必要があります。

■施策の方向性

- 建築基準法に適合した安全・安心で質の高い建築物の確保に向け、啓発活動や指導を行うとともに、マンションの適正管理に向けた管理組合等の取組を支援します。
- 環境に配慮した建築物の確保に向け、長寿命化や省エネルギー化、低炭素化に係る制度の普及・啓発を図ります。

■指標

指標名	現状値	目標値 (R11)	指標の説明
定期調査報告に係る特定建築物の報告率	83.7%	100%	報告対象件数に対する報告率です。
長期優良住宅認定率	24.5%	35%	新築住宅(一戸建て)のうち、長期優良住宅として認定された割合です。
管理計画認定件数	7件	94件	マンションの管理計画認定件数(新規認定)の累計数です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
特定行政庁*所管業事業	多人数が利用する特定建築物等の所有者や管理者が必要な調査や検査を実施し、市に対して報告を行う定期調査報告の着実な履行を目指し普及・啓発を行うとともに、未報告の所有者等への指導の強化を行うほか、市内パトロールによる違反建築の抑制などを図ります。
建築指導等事務	耐震性や省エネルギー性、劣化対策などについて、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた「長期優良住宅」等の認定数の増加により、建築物の長寿命化や低炭素化を推進します。
マンション適正管理促進事業	マンションの管理不全を予防・改善し、適正な管理と円滑な再生を促進するため、管理計画認定制度の周知や相談会の開催、専門家派遣に係る費用助成、東京都条例に基づく取組等を実施し、管理組合等による適正管理に係る取組を支援します。

■協働により推進したい取組

- 長寿命化や省エネルギー化、低炭素化による快適で質の高い、環境に配慮した建築物の計画に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
○						○		○	
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
○		○				○			

基本施策1 快適で住みやすいまちづくりの推進

施策 57 魅力ある景観の保全・形成

■めざす姿(施策の目的)

市民の景観に対する理解が深まり、市民や事業者との協働によって自然・歴史・文化等に配慮した府中らしい優れた景観が形成・保全されています。

■現状と課題

景観行政団体*として、府中市景観条例や府中市景観計画に基づき、府中らしい景観であるけやき並木や浅間山、多摩川などの緑豊かな景観の保全と、歴史と文化を感じる景観づくりを誘導してきました。

建築物やサイン等については、各種基準に基づく協議等により良好な景観が形成されるよう誘導しており、特に本市においては、景観法に基づく景観協定の締結を積極的に進めています。また、市が管理する公共サインについては、景観に配慮した統一的なデザインであるサインとして、市内全域において再整備を進める必要があります。

今後も、府中らしい景観づくりに向けた更なる取組が必要です。加えて、啓発活動や支援制度のPRなど、景観に関する市民の意識向上や学習活動を促進し、市民が地域の良さを知り、景観を育む機会を創出することも求められています。

■施策の方向性

- 府中市景観計画に基づき、府中らしい良好な景観を維持・保全するとともに、新たに魅力ある景観を創出します。
- 市民や事業者の景観形成に対する意識啓発を行うとともに、府中市景観条例に基づき、景観行政団体として積極的に魅力ある景観づくりに取り組みます。
- 適切な案内誘導と景観の統一性の確保のため、市民や来訪者にとって分かりやすい公共サインの再整備を進めます。

■指標

指標名	現状値	目標値 (R11)	指標の説明
良好なまちなみや景観が保全・形成されていると感じている市民の割合	65.8%	70%	市民意識調査における「良好なまちなみや景観が保全・形成されている」と感じている市民の割合です。
景観協定累計面積	27.1ha	27.7ha	景観協定を締結した面積です。
公共サインのユニバーサルデザイン化が進んでいると思う市民の割合	-	調整中	市民意識調査における「公共サインのユニバーサルデザイン化が進んでいる」と感じている市民の割合です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
景観形成誘導事業	建築物や屋外広告物等について、良好な景観形成に努めるよう、協議・指導を行います。開発事業や地域のまちづくりに対する意向等に併せて、景観法に基づく景観協定の締結を積極的に誘導します。
景観政策推進事業	景観セミナー*等の景観啓発活動の実施により、景観に対する市民の意識を深める事業を展開します。
公共サイン整備事業	景観に配慮するとともに、多言語化や多機能化などユニバーサルデザインに配慮した利便性の高い公共サインの再整備を進めます。

■協働により推進したい取組

- 魅力的な景観づくりに向けた意識啓発や、良好な景観の形成・保全に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
○						○			

基本施策1 快適で住みやすいまちづくりの推進

施策 58 地域公共交通の維持とバリアフリー化の推進

■めざす姿(施策の目的)

鉄道やバス、タクシーなどの公共交通ネットワークが効率的・効果的に形成されるとともに、市内の面的・一体的なバリアフリー化が図られ、誰もが快適に移動や施設の利用ができる環境が整っています。

■現状と課題

本市では、14駅ある鉄道と路線バス、コミュニティバスにより中心部への充実した公共交通ネットワークが形成されていますが、運行事業に要する経費は年々増加しているほか、運行事業者の従事者不足が深刻化していることから、利便性の維持を図りながら、持続可能性の高い公共交通ネットワークに再編することが必要です。

また、高齢者数の増加や障害への理解の促進など社会情勢の変化に伴い、鉄道駅を中心とした区域において、面的・一体的なバリアフリー化を推進することが必要です。

■施策の方向性

- 地域公共交通計画に基づき、公共交通の役割分担により、市中心部や最寄り駅、主要拠点等への移動を確保し、交通不便地域の発生を抑制するため、地域公共交通ネットワークの再編を進めるとともに、「誰もが自由に移動ができる まちづくりと連携した 持続可能な地域公共交通」を目指して、各種施策を推進します。
- コミュニティバスについては、その運行を補助するとともに、地域公共交通ネットワークの再編に合わせて、運賃の見直しやバス路線の効率化、ワゴンなどバス以外の新たな移動手段の活用等を検討します。また、鉄道や路線バスなど他の交通手段との役割分担の検証など、持続可能な事業運営や利便性の維持・向上に向けた検討を行います。
- バリアフリー基本計画に基づき、日常生活圏域別・事業種別のバリアフリー方針を示し、市全域で生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化のボトムアップを図るとともに、生活関連施設において、高齢者や障害者、子育て世代など多様な利用者に対し、係員への教育や、利用者への案内・サポート等の対応を充実させることにより、ソフト面でもバリアフリー化を推進します。また、府中駅など市内6駅周辺に設定した重点整備地区においては、公共交通の事業者や道路、大規模店舗等の施設設置管理者が実施する特定事業*等の進捗管理を行う中で、駅周辺の面的・一体的なバリアフリー化を推進します。
- 公共交通の安全性や利便性の向上に向けて、引き続き、交通事業者等に対して要望するや意見交換を行うとともに、ホームドア整備等に要する費用の一部を助成するなど、公共交通のバリアフリー化を促進します。また、多摩都市モノレールの延伸など広域交通ネットワークについては、引き続き、関係市と連携を図り、関係機関に対して事業の促進を要請します。

■指標

指標名	現状値	目標値 (R11)	指標の説明
公共交通機関が利用しやすいと感じている市民の割合	76.5%	80%	市民意識調査により把握した、公共交通機関が利用しやすいと感じている市民の割合です。
市中心部に接続する公共交通の1日当たりの利用者数	139,069人 (R5)	159,400人	府中駅及び府中本町駅、並びに府中駅に接続する路線バス及びコミュニティバス等の1日当たりの平均利用者数です。
鉄道駅周辺のバリアフリー環境に満足している市民の割合	-	50%	市民意識調査により把握した、鉄道駅周辺のバリアフリー環境に満足している市民の割合です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
地域公共交通計画推進事業	令和8年度にコミュニティバス等の路線の再編を実施し、利用状況等を評価・分析するとともに、再編後の利用者数や収支率に応じた路線の再修正や使用車両の転換の検討を行います。また、既存の公共交通以外の新たな移動手段の活用や利便性向上のためデジタル乗車券の導入などを検討します。
コミュニティバス運行等補助事業	コミュニティバス運行事業者の効率的かつ安定的な運行業務の支援や停留所の待合環境の改善を実施するほか、利用者数の増加を目指し、わかりやすい利用案内を作成するなど、更なる利用の促進に向けた事業を実施します。
バリアフリー基本計画推進事業	重点整備地区における特定事業計画*の進捗管理を行うとともに、道路や公共交通、大規模店舗等の特定事業の実施段階において、障害者等が参画する機会を設け、当事者意見を取り入れたバリアフリー化を促進します。

鉄道駅整備事業	鉄道事業者が実施するホームドア等のバリアフリー整備事業に対して、その費用の一部を助成します。
---------	--

■協働により推進したい取組

- 持続可能な公共交通ネットワークの形成及びバリアフリー化の推進に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
								○	
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
○						○			

基本施策 2 地域特性を生かした都市空間の形成

施策 59 市内の拠点におけるまちづくりの推進

■めざす姿(施策の目的)

地域特性をいかした、にぎわいのある拠点市街地が形成されるとともに、各拠点が連携し合うことで、本市全体における「まちの魅力」が創出されています。

■現状と課題

「府中市都市計画に関する基本的な方針(府中市都市計画マスタープラン)」に示す各拠点において、にぎわいのある拠点市街地の形成を図るため、拠点としてふさわしい土地利用の誘導やまちづくり体制の構築に取り組むことが必要です。

特に、現在まちづくりが進められている次の 2 地区の拠点については、各種計画等に基づき、着実に事業の推進を図る必要があります。

分倍河原駅周辺地区では、駅周辺の回遊性の向上や駅前空間の不足への対応等の課題を解決するため、地域住民や交通事業者を始めとした関係者との協働によるまちづくりを進めています。

府中基地跡地留保地周辺地区では、令和 3 年(2021 年)の米軍通信施設跡地の日本への返還等の状況の変化に適切に対応して、令和 7 年(2025 年)に国へ「(仮称)府中基地跡地留保地及び米軍通信施設跡地利用計画」を提出したことから、利用計画に基づく留保地の土地利用が図られるよう推進していきます。

■施策の方向性

- 分倍河原駅周辺地区では、分倍河原駅周辺地区まちづくり基本計画や府中市都市・地域交通戦略に基づく取組を展開し、市民協働によるまちづくりを推進していきます。
- 府中基地跡地留保地周辺地区では、利用計画に基づく留保地の土地利用の推進を図り、平和の森公園及び生涯学習センターの敷地を含めた一体的に土地利用を推進することで、本市全体の活性化につながる、将来を見据えた、にぎわいと活力を生み出していきます。

■指標

指標名	現状値	目標値 (R11)	指標の説明
まちの拠点整備に関する満足度 (過去5年平均)	44%	基準値以上	市民意識調査により把握した、まちの拠点整備に関する満足度(過去5年平均)です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
分倍河原駅周辺整備事業	駅舎の改良や老朽化した南北こ線橋*の架け替え、駅前に歩行者が溜まれる空間の確保などハード整備に向けた取組を進めるとともに、快適でにぎわいのある商店街の形成や良好な居住環境を保全するための計画づくりなど、ソフト面の取組を着実に展開していくため、地域住民や交通事業者等との協議・検討を進めます。
府中基地跡地留保地周辺地区まちづくり事業	府中基地跡地留保地及び米軍通信施設跡地の土地利用の推進に向け、国の土地処分に係る必要な手続を進めるとともに、新設道路等の基盤整備及び生涯学習センター敷地等の一体的な利用に向けた準備・手続を進めます。

■協働により推進したい取組

- 各拠点や拠点間の連携における、魅力ある持続可能なまちづくりに関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
								○	
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
○						○			

基本施策 2 地域特性を生かした都市空間の形成

施策 60 けやき並木と調和したまちづくりの推進

■めざす姿(施策の目的)

市民・事業者・市が協働し、本市のかけがえのない財産であるけやき並木を守り、育て、次世代へ確実に引き継ぐための取組が進められるとともに、けやき並木の公共空間が広く民間事業者等に活用され、多様な人々が憩い、交流する空間として機能することで、魅力やにぎわいが生まれています。

■現状と課題

「馬場大門のケヤキ並木」は、けやき並木として国内唯一の天然記念物です。ケヤキ並木は本市の中心市街地である府中駅周辺に位置することから、「歴史と風格あるけやき並木との調和」と「更なるにぎわいの創出に向けた活用」によるまちづくりを推進することが必要です。

このため、ケヤキ並木を将来へ引き継ぐとともに、けやき並木の空間をいかした様々な事業の開催や、憩いの場としての活用を多様な主体が連携して行うなど、魅力やにぎわいの向上に取り組むことが求められています。

■施策の方向性

- モール化*などの将来像を見据えながら、けやき並木の植生及び景観に配慮した周辺環境の整備や道路等の整備を進めます。
- 天然記念物であるケヤキ並木を将来へ安全に引き継ぐとともに、まちの発展に寄与する新たな魅力や価値を創出するための、適切な保護管理を進めます。
- 都市再生推進法人である株式会社まちづくり府中を中心として、民間事業者等によるけやき並木やペDESTリアンデッキ等の魅力的な空間を活用したエリアマネジメントを推進し、中心市街地のにぎわいの創出や商業の活性化を図ります。

■指標

指標名	現状値	目標値 (R11)	指標の説明
けやき並木にあるケヤキの本数	118本	118本	計画期間で維持を目指すケヤキの本数です。
休日のけやき並木の来街者数	15,694人	19,100人	休日のけやき並木通りの1日当たりの来街者数(年平均)です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
けやき並木周辺整備事業	けやき並木通り周辺の安全な歩行者空間を確保するため、既存道路の拡幅や新設道路の整備を行います。
馬場大門ケヤキ並木保護対策事業	「馬場大門のケヤキ並木保護管理計画」に基づき、適切な保護管理に取り組みます。
中心市街地活性化ビジョン推進事業	にぎわいの創出に向け、中心市街地活性化ビジョン*に基づく各種取組を展開します。

■協働により推進したい取組

- 周辺環境の整備と、けやき並木やペDESTリアンデッキ等の魅力的な空間活用に関すること。
- 次世代木の育成を始めとする、ケヤキ並木の保護管理に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
○						○			

基本施策 3 都市基盤の保全・整備

施策 61 安全で持続可能な道路機能の保全・整備

■めざす姿(施策の目的)

都市計画道路や市幹線道路が、バリアフリー化や無電柱化等を考慮した上で整備されています。また、道路や橋りょう、街路樹などの道路施設について、予防保全型の管理や、市民・事業者・市の協働による取組により、長期にわたり機能の確保がなされています。

このことにより、誰もが安全で快適に利用できる、持続可能な道路機能の確保ができています。

■現状と課題

都市計画道路の整備や既存道路の改修を進めるほか、災害時に緊急車両等の通行や避難行動の障害にならないための狭あい道路の拡幅に向けた取組、バリアフリー化や無電柱化等の誰もが安全で快適に移動できるための「道路のユニバーサルデザイン*化」の推進が求められています。

また、道路等の適切な維持管理のため、民間活力を活用した包括管理を推進し、予防保全型の管理を進めるほか、先進技術の活用、自然災害への対応も含めた官民連携の推進、市民協働など、効果的な手法の検討、活用が必要です。

■施策の方向性

- 都市計画道路の整備や既存道路の改修と併せて、バリアフリー化事業や無電柱化事業等を計画的に推進します。また、橋りょう等の長寿命化に取り組みます。
- 狭あい道路に面した土地所有者などに理解と協力を得られるよう働き掛け、積極的に狭あい道路の早期解消に向けて取り組みます。
- インフラマネジメント計画に基づき、道路等包括管理事業の推進や先進技術の活用等により予防保全型の管理を進めます。
- 市民協働や官民連携など、様々な担い手による道路等の維持管理を進めます。

■指標

指標名	現状値	目標値 (R11)	指標の説明
老朽化対策を要する橋りょうの割合	27%	6%	橋梁のうち老朽化対策が必要な橋梁が占める割合です。
市内の狭あい道路の割合	8.93%	7.36%	市道における狭あい道路が占める面積割合です。
道路等包括管理により予防保全で対応できた割合	68%	80%	要望・相談が来てからの事後対応でなく、巡回して予防保全で対応できた割合です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
道路改良整備事業 都市計画道路整備事業	都市計画道路の整備や既存道路の改修を進めるとともに、府中市無電柱化推進計画に基づき計画的に無電柱化を推進します。また、橋りょう等の道路施設の老朽化・耐震対策を行い、施設の長寿命化を図ります。
狭あい道路拡幅整備事業	建築の際に幅員が4メートルとなるよう後退が必要な狭あい道路について、奨励金等の交付をインセンティブに土地所有者から敷地の提供を受け、市が道路整備を行うことで、その解消を図ります。
道路等維持管理事業	民間活力を活用した包括管理の手法により、更なる市民サービスの向上と維持管理費用の増大の抑制を図ります。また、先進技術の導入や点検を踏まえた計画的な管理により、予防保全型の管理に取り組みます。 街路樹については、安全な通行と良好な道路環境を保つため、大径木の間引きを行うとともに、健全な状態の確保を行います。

■協働により推進したい取組

- 道路等の清掃などの美化活動に関すること。
- 道路等の不具合の通報システムに関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
								○	
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
○						○			

基本施策 3 都市基盤の保全・整備

施策 62 下水道施設の機能保全

■めざす姿(施策の目的)

下水道施設が老朽化対策や地震対策等の計画的な取組により適切に維持管理されるとともに、下水道に流入する雨水の抑制対策により、浸水の軽減や河川の水環境の保全が図られており、市民の衛生的で快適かつ安全な生活環境が確保されています。

■現状と課題

市内の下水道管は令和 6 年 3 月末現在において約 766 kmが整備されており、標準耐用年数とされる 50 年を超える下水道管は、そのうち約 20%に当たる約 154 kmあります。これまで、調査を計画的に実施した上で清掃や補修工事などの適切な維持管理を行ってきていますが、今後は標準耐用年数を経過する下水道管が増加するため、老朽化した下水道管の破損等による市民生活に影響を与えるリスクは高まりつつあり、維持管理に要する費用も増大していくことから、計画的かつ継続的に老朽化対策や地震対策に取り組むことが必要です。また、これらの実施に伴い、地方公営企業としてより一層の健全な財政運営に努めることや、激甚化、頻発化する豪雨等への浸水対策などについても対応することが求められています。

■施策の方向性

- 破損等により下水排除機能の停止や陥没事故の発生などを未然に防ぐため、施設の点検・調査を行い、必要に応じた補修工事を実施するとともに、優先順位が高いところから計画的に老朽化対策工事や耐震化工事を実施します。
- 下水道管への雨水流入抑制対策を行うため、住宅等の建築時に市民や事業者に対し、雨水浸透施設の設置について協力を求めます。

■指標

指標名	現状値	目標値 (R11)	指標の説明
経常収支比率	110.56%	100 以上を維持	料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。数値が高いほど、財政的に安定していることを示します。一般的に適正な水準とされる 100%以上を維持します。
下水道管の改善率	0.4%	0.4%	令和 8 年度から令和 10 年度までの改善が必要な下水道管延長のうち、工事を実施した割合を表した指標です。
雨水浸透ますの設置個数	3,470 個	3,470 個以上を維持	雨水浸透ますの設置個数です。過去 5 年間の平均設置個数を目標値とし、これ以上を維持します。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から 11 年度までの取組内容
下水道事業の健全な経営	府中市下水道事業経営戦略に基づき、ライフサイクルコスト*に配慮して下水道財政の財政基盤を強化し、財政の健全性が保たれるよう経営に取り組みます。
下水道維持管理	下水道施設等の詳細な調査を実施した上で、清掃や補修工事などを行います。一戸建の住宅等を建築する場合は、雨水浸透施設等の設置について、市民や事業者等に協力をお願いします。
下水道老朽化対策	府中市公共下水道ストックマネジメント計画*に基づき、老朽化が進んだ下水道管の更生工事、布設替え及び修繕を計画的に実施します。

下水道地震対策	府中市下水道総合地震対策計画に基づき、避難所等重要度の高い施設と緊急輸送路にあるマンホールの耐震化工事を実施します。
---------	--

■協働により推進したい取組

- 下水道管の詰まりや悪臭の原因となる油の流出抑制や、雨水浸透施設の設置に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
					○				
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
						○			

基本施策 4 にぎわいの創出

施策 63 中小企業の経営基盤強化の支援

■めざす姿(施策の目的)

中小企業の経営安定に係る支援や創業者を後押しする支援により、地域経済の活性化が図られるとともに、事業主や勤労者に充実した福利厚生事業等が提供されることで、生き生きと働くことのできる活気あるまちになっています。

■現状と課題

本市を含め、日本の経済活動の中核を担う中小企業ですが、市内の事業所数は減少傾向にあり、資金調達の難しさや近年の物価高騰による影響に加え、後継者問題、少子高齢化による働き手不足、環境への配慮といった社会変化への対応が求められるなど、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。このことから、中小企業の事業育成など経営の強化や安定につながる支援のほか、次世代を担う新たな事業者を生み出す創業支援が必要です。

また、勤労者の活力向上や生産性向上のためにも、中小企業における福利厚生制度の充実に向けた支援を行うことも必要です。

■施策の方向性

- 中小企業の経営基盤を強化するため、事業者が中小企業事業資金融資を受ける際の利子一部補助による事業資金調達支援や異業種事業者同士のマッチング支援等を行うほか、むさし府中商工会議所が行う巡回相談、窓口相談、講習会等による各種指導等への支援、関係機関との協働による創業希望者への支援などを行います。
- 専門的な知見や技術が必要となる技術相談等に対し、関係機関と連携した支援を行います。
- 中小企業の事業主が単独では実施することが難しい福利厚生サービスを提供する府中市勤労者福祉振興公社に対し必要な支援を行い、中小企業の福利厚生制度の充実および利用促進を図ります。

■指標

指標名	現状値	目標値 (R11)	指標の説明
創業支援事業に参加し、創業した件数	14件	30件	むさし府中商工会議所が行う創業支援事業に参加し、創業した件数(年度ごと)です。
市内の中小企業における公社福利厚生事業の利用者数	32,293人	40,000人	府中市勤労者福祉振興公社の福利厚生事業を利用している人数です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
中小企業経営安定化事業	中小企業事業資金融資利子及び中小企業退職金共済掛金への支援を行い、中小企業の経営基盤強化を図ります。
商工業振興事業 経営改善事業	むさし府中商工会議所が行う商工業振興に係る事業や経営改善事業等に対し、支援を行います。
勤労者福祉振興公社運営支援事業	府中市勤労者福祉振興公社に対し、勤労者に対する福利厚生サービスの充実および利用促進のために必要な支援を行います。

■協働により推進したい取組

- 中小企業における働き方改革の推進に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
							○		
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
						○			

基本施策 4 にぎわいの創出

施策 64 地域商業の振興

■めざす姿(施策の目的)

各地域の商店や商店街で特徴のある魅力的なサービスが提供され、市民の日常生活における利便性や快適性が高まっています。また、日々の交流や商店街等が実施するイベント活動により、地域につながりや活気が生まれています。

■現状と課題

商店や商店街では、顧客のスーパーや大型商業施設への流出のほか、経営者の高齢化による後継問題や店舗の減少、空き店舗の増加、インターネットショッピングやキャッシュレス決済への対応などの課題にも直面しています。今後は、消費者行動の変化や消費者ニーズを的確に捉え、商店や商店街がそれぞれの魅力を磨いた上で、消費者に選ばれる特徴のあるサービス提供等を促すとともに、デジタル地域通貨の普及による、商店等へのキャッシュレス決済の導入や、地域内消費を促進していく必要があります。

■施策の方向性

- 商店街が実施するイベント等に対する支援を行うほか、むさし府中商工会議所との協働により、他地域における効果的かつ優良な事例を調査・研究した上で、持続可能な本市特有の商業振興策を検討・実施します。
- デジタル地域通貨*を普及させることで、キャッシュレス決済の導入や地域内消費の促進を図ります。

■指標

指標名	現状値	目標値 (R11)	指標の説明
日常の買い物の便がよいと感じる市民の割合	80.2% (R6)	84%	日常の買い物の便をよいと感じる市民の割合です。
市の人口に対するデジタル地域通貨の利用者数の割合	6.5%	11.2%	市の人口に対するデジタル地域通貨を利用している方の割合です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
商店街振興事業	商店会の実施するイベント等や、装飾街路灯等の適正な管理に対する支援、空き店舗対策への取組を行います。
デジタル地域通貨事業	利用者や登録店舗の拡充など、デジタル地域通貨の普及促進を行います。

■協働により推進したい取組

- 商店や商店街における活性化や地域との触れ合い、つながりに関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
							○		
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
						○			

基本施策 4 にぎわいの創出

施策 65 工業の育成

⇒施策 63 に統合のため削除

■めざす姿(施策の目的)

■現状と課題

■施策の方向性

■指標

指標名	現状値	目標値 (R11)	指標の説明

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容

■協働により推進したい取組

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 4 にぎわいの創出

施策 66 観光資源の活用・創出による地域活性化

■めざす姿(施策の目的)

歴史や文化、自然を始めとする多様な観光資源が効果的に連携し、本市ならではの価値、地域ブランドとなり、他地域の人々との関係構築や交流が図られています。そして、市民一人ひとりがまちの魅力を市内外に向けて積極的に発信するとともに、来訪者をおもてなしの心で受け入れるなど、観光振興におけるシビックプライド*が醸成され、本市のプロモーションが推進されています。

■現状と課題

本市には、馬場大門のケヤキ並木、浅間山、多摩川などの自然環境、郷土の森博物館、府中市美術館、府中の森芸術劇場などの文化施設、武蔵国の国府に由来する歴史的な名所・旧跡や大國魂神社例大祭「くらやみ祭」などの伝統的な催事のほか、各種の工場見学、漫画・アニメ・ロケ地の聖地、ラグビーなどの多様な観光資源があります。府中観光協会や府中市観光ボランティアの会との協働により観光事業を実施していますが、コロナ禍を境にして、旅行者の意識・行動が多様化し、国内外において観光を取り巻く環境が変化する中、観光の役割やつながりの重要性が再認識されています。

そのような中、更なるにぎわいの創出に向けては、本市の豊富な個々の地域資源であるヒト・モノ・コトを改めて見直し多様な主体が連携することで、市内外の人々の交流を促すストーリー性のある施策展開が求められています。

■施策の方向性

- マーケティング視点を取り入れ、ターゲットを明確にし、府中観光協会を中心とした地域の各主体が協働して観光資源を磨き上げ、市内外の人々の交流を促すストーリー性のあるコンテンツや交流拠点づくりなどの施策展開を図るとともに、国内外に向けて横断的な情報発信を行います。
- 観光に係る産業間・世代間・地域間の連携を推進するとともに、日常を含め市民がホスト・ゲストとして楽しむものを観光と位置付け、市民の参加意欲、推奨意欲を高め、未来につながる観光まちづくりに取り組んでいきます。

■指標

指標名	現状値	目標値 (R11)	指標の説明
市内への来訪者数	558万人 (R3)	750万人	ビッグデータ*を活用して分析した市内に来訪した人の数(土・日曜日、祝日の合計、市民を除く)です。
市民の推奨度	57.3% (R5)	70%	本市を他者へ推奨したい度合いを、市民意識調査の回答から数値化するものです。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
観光振興事業	府中観光協会の専門性をいかした事業(観光コンテンツ・交流拠点づくり、市内外・国内外に向けた SNS 等を活用したプロモーション、人材育成、受入環境整備等)に対する支援を行うほか、フィルムコミッション*事業や近隣市との連携などの多様な主体による連携事業、外国人観光客誘致促進に係る事業を推進します。
観光情報施設管理運営事業	府中市観光情報センターや府中市郷土の森観光情報センターなどにおける観光情報の発信・収集を行い、観光客の受入環境の整備を図ります。

■協働により推進したい取組

- 観光に係るシビックプライドの醸成に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
							○		
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
						○			

基本施策 4 にぎわいの創出

施策 67 消費生活の向上

■めざす姿(施策の目的)

消費生活に関する正確な情報が様々な媒体により提供され、悪質商法などの消費者トラブルや製品事故等が発生しにくい環境や、発生した場合における消費生活相談の体制が整備されています。また、エシカル消費*の考え方が浸透し、市民一人ひとりが持続可能な社会の実現に向けた消費生活ができています。

■現状と課題

地域社会から孤立した高齢者や若年者等の消費者トラブルの深刻化を防ぐため、府中市消費生活センターにおける消費生活相談に係る体制の充実や、理解力や判断力が不十分な高齢者等の消費者被害を防ぐための関係機関との連携強化、さらには若年者を中心とした SNS による悪質商法の勧誘といったトラブルへの一層の予防や対応が求められています。

また、家計が支出する消費額は GDP(国内総生産)の過半を占め、消費者の行動は経済社会に大きな影響を与えるものであるため、食品ロスの削減、地産地消の取組など、持続可能な社会の実現に向け、エシカル消費の実践が求められています。

■施策の方向性

- 消費者トラブルを未然に防止するための情報提供を始め、消費生活講座などの各種講座や消費生活展等による啓発を行うとともに、学校や大学と連携して消費者教育の拡充に努めます。なお、特に高齢者への情報提供については、高齢者に係る施策担当部署や見守り関係者と連携して取組の強化を図ります。
- 府中市消費生活センターを運営し、相談・支援の充実を図ります。
- 市民一人ひとりが、食品ロス削減、地産地消の取組、エコ商品の購入・使用といったエシカル消費について考え、実践できるよう、普及啓発を行います。

● ■指標

指標名	現状値	目標値 (R11)	指標の説明
市民全体における消費者トラブル(被害)の発生割合	4.7%	3%	市民意識調査により把握した、消費者トラブル(被害)の発生割合です。
エシカル消費の実践割合	46.3%	60%	市民意識調査により把握した、エシカル消費の実践割合です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
消費者啓発事業	消費生活展や消費生活講座、啓発資料等により、情報提供や啓発活動を実施します。また、人や社会・環境に配慮して消費者が自ら考える賢い消費行動(エシカル消費)の普及啓発を図ります。
消費者相談事業	専門知識のある消費生活相談員を配置した府中市消費生活センターで相談を受け付けます。高齢者に係る施策担当部署や見守り関係者との連携を図り、高齢者が消費者トラブルに巻き込まれない体制を構築します。

■協働により推進したい取組

- 持続可能な社会の実現に資する取組に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
	○					○			

基本施策 5 都市農業の育成

施策 68 農地の保全及び魅力ある農業経営への支援

■めざす姿(施策の目的)

生産基盤となる農地が引き継がれた上で次代の担い手も確保され、魅力ある産業として本市の農業が維持・発展するとともに、直売所等での府中産農産物の販売を通じて、市民に地産地消の取組が浸透しています。

■現状と課題

相続に起因する農地の減少や周辺開発による農業環境の悪化など、農作物の生産基盤となる良好な農地の確保や、農業者の高齢化や後継者不足などの農業の担い手の確保が大きな課題であり、改善に向けた取組が必要です。また、新たな栽培施設やシステムの導入により生産性の向上・安定化等を図る取組への支援が求められているほか、環境に配慮した栽培手法の導入や観光農園化、さらには、6次産業化*などの付加価値の向上に係る取組などへの支援に対するニーズが高まりつつあります。

■施策の方向性

- 農業者の相続による農地の売却が最小限に抑えられるよう、相続制度の改善等を国に要望するとともに、農業者に対して農地保全に係る意識啓発や生産緑地制度をはじめとした関連情報の提供等を行います。
- 意欲を持って農業経営に取り組む農業者や農業団体等に対し、新たな栽培施設やICTを活用したシステムの導入補助など、各種の支援を通じて経営の安定・強化を図ります。また、農業の担い手・支え手の育成、農地・農業の持つ多面的機能の発揮に係る支援やPR、低利用な農地の利活用の促進などの取組を通じて農地の保全を図ります。
- 府中産農産物について、市民が購入しやすい環境づくりや学校給食への出荷の促進、新鮮さ・特長などの効果的なPRにより地産地消の推進を図るとともに、ブランド化や6次産業化による農産物の付加価値を高める取組など、収益性の高い農業経営を関係機関との連携・協力により支援します。

■指標

指標名	現状値	目標値 (R11)	指標の説明
農地面積	123ha (R5)	110ha	市内の農地の面積です。
認定農業者数	157人 (R5)	163人	農業経営改善計画の認定を受けた農業者(法人含む)*の人数です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
農業委員会運営事業	農業委員*が農業者に営農の在り方について指導するとともに、農業者の抱える問題を吸い上げ、解決に向けて取り組みます。
農業者支援事業	意欲を持って農業経営に取り組む農業者や農業団体等に対し、各種の補助を行います。また、農業者の農業経営改善計画の策定を支援します。

■協働により推進したい取組

- 府中産農産物の地産地消に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	○								
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
						○			

基本施策 5 都市農業の育成

施策 69 農業とのふれあいの推進

■めざす姿(施策の目的)

農地・農業の持つ多面的機能が活用され、多くの市民が市内の農地・農業に対して高い関心を持っています。

■現状と課題

農業関係のイベントや農業体験講座等の実施、市内で初めてとなる農業公園*の開設など、都市農業のPRや市民が農業と触れ合う機会の拡充を図ってきましたが、市民全体で見ると、地域で営まれている農業に対する関心が高いとはいえない状況にあります。都市化が進展する中で農業を次代に継承していくためには、地域における農地・農業の必要性や貴重さを多くの市民に理解してもらうことが重要であるため、今後も市民が農業と触れ合うことのできる機会を提供していくことが必要です。

■施策の方向性

- 農業者や農業関係団体との協働により、農業まつりや各種の農業体験推進事業を実施するとともに、援農ボランティア制度や農業公園、市民農園など様々な資源を活用して市民と農業との触れ合いを推進し、地域の農業を応援する機運の醸成を図ります。

■指標

指標名	現状値	目標値 (R11)	指標の説明
本市であつ旋する援農ボランティアへの申込人数	21人 (R5)	22人	本市であつ旋する援農ボランティアへの年間申込人数です。
農業体験に取り組んでいる市立小学校の割合	86.4 (R5)	90%	市立小学校 22 校のうち農業体験に取り組んでいる小学校の割合です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から 11 年度までの取組内容
農業まつり等運営事業	市民に農業への理解を深めてもらうための農業まつりや、農業者の技術向上と意識高揚及び市民への農業 PR のための品評会、優秀農業者を表彰する褒賞式典等を開催します。
農業体験推進事業	市民農業大学や親子ふれあい農園などの農業体験講座や、学校教育の一環で農業体験ができる取組を実施します。
農業公園管理運営事業	農業公園の管理運営を通じて市民が農業と触れ合う機会を提供します。

■協働により推進したい取組

- 農地・農業の多面的機能に係るPRや市民が農業と触れ合う機会の創出に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	○								
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
						○			